

第19回投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：令和元年5月27日（月）14:00～14:21

2. 場所：合同庁舎4号館2階共用第3特別会議室

3. 出席者：

（委員）大田弘子（議長）、原英史（座長）、森下竜一（座長代理）、
八代尚宏

（事務局）窪田規制改革推進室次長、森山規制改革推進室次長、小室参事官
（ヒアリング）

経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループ商取引監督課長 正田聡

警察庁刑事局組織犯罪対策企画課長 和田薫

警察庁刑事局犯罪収益移転防止対策室長 高橋俊章

金融庁企画市場局総務課長 長岡隆

金融庁企画市場局総務課調査室長 籠康太郎

4. 議題：

（開会）

議題：フィンテックによる多様な金融サービスの提供

（閉会）

5. 議事概要：

○小室参事官 それでは、お時間は早うございますが、皆さんおそろいになりましたので「規制改革推進会議 投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多用中、御出席いただき、まことにありがとうございます。

本日は、大田議長も出席していただいております。

所用により、飯田委員、村上専門委員、角川専門委員が御欠席です。

それでは、ここからの進行は原座長をお願いいたします。

○原座長 本日の議題は「フィンテックによる多様な金融サービスの提供」です。本件は、ことし4月に開催された第14回投資等ワーキング・グループにおいて、新経済連盟ほかから提案を受け、各省庁に御出席をいただき議論を行いました。

先般の会議では、犯罪の収益の移転防止に関する法律施行令に基づく「取引の委託」について、「本人確認事務のみの委託」も含まれるとの認識で議論を行っていましたが、この前提と異なる指摘をその後警察庁さんからいただいておりますので、改めて警察庁さ

んにきょうは確認をさせていただきたいと思います。

新経済連盟の資料では、証券会社や保険会社、資金移動業者などのグループ会社間で相互委託を行うスキームが記載されていますが、本人確認事務のみの委託が認められない場合、業種が異なる企業間であっても、施行令に基づく委託を行うことができるのかどうかというのが論点かと思っております。一度本人確認事務のみの委託で認められるということであったと思いますが、きょう改めて御説明をお願いできればと思います。

お願いします。

○警察庁（和田課長） 警察庁です。

前回の会議においても、こちらからは、今、座長からお話がありましたが、それとは異なる認識で御説明をしていたところでありまして、先般、それについて改めて御説明をし、本日もなったということと理解しております。

この御要望で出されている内容につきまして、改めて私から概要を御説明したいと思えます。

まず、この事業者がやりたいことの①のほうですが、この①の中の「①認められていない」と赤で書かれているところについてです。繰り返しになるところもあると思いますが、御容赦いただきたいと思います。

犯収法施行令、犯収令第13条第1項第1号の現行の規定でございますが、特定事業者が他の特定事業者に委託して行う第7条第1項第1号に定める取引、これがいわゆる金融関係取引でございますが、そう規定しており、取引の委託を前提とした現行の規定となっております。

ここでいう委託であります。当該取引について、取引完了に至る全ての事務を他の特定事業者に行わせる場合でなくとも、委託を受けた他の特定事業者が、特定事業者と顧客等との間に入って、当該取引を紹介またはあっせんしているのであれば、当該規定の適用を受けるものと解されております。

次に、この事業者がやりたいことの①のペーパーの②についてです。これについては、現在の施行規則第13条第1項第1号の規定により、銀行が過去に行った取引時確認を利用、それに依拠して、当該顧客の本人確認を行った資金移動業者が、犯罪収益移転防止法上の義務に基づき、当該取引についての確認記録の作成及び保存を適切に行っている限りという前提のもとで、政令第13条第1項第1号の規定に基づき、保険会社や金融商品取引業者が、金融関係の取引を当該資金移動業者に委託することは、犯罪収益移転防止法上も許容され得ると解されております。

また、この①の①、あるいは事業者がやりたいこと②のところに改めて関連をしておりますが、この取引時確認とは、特定事業者が取引時確認の対象となる取引、特定取引ですが、これを行うに際して、特定事業者に行うことが義務づけられている行為でありまして、取引時確認の概念と取引の概念は異なるものでございます。

犯収令第13条第1項第1号の規定は、他の特定事業者に委託して行う金融関係取引を要

件としていることが明確に規定されております。取引の委託が全くない場合に特別な取り扱いが認められないことは、規定上も明らかと考えております。

次に、クレジットカード事業者を含む、他の特定事業者との間での本人確認の活用ということであり、これは答申の案等について、これまでさまざま意見交換をさせていただく中で、当方からの意見としても出させていただいているところではありますが、確認で申し上げたいと思います。

クレジットカード事業者を含む、他の特定事業者との間での本人確認を活用することについては、クレジットカード事業者の法令遵守状況やリスクの管理状況等を確認した上で、当該スキームが先行して適用されております、金融機関における活用状況等やクレジットカード事業者における活用可能性等について、経産省、金融庁と十分に検証をする必要があると考えております。

各国が連携して、マネー・ローンダリング等の対策を講ずることが国際的にも要請されており、国際動向を注視し、FATF勧告や諸外国における法制との整合性、さらには、本年10月の対日相互審査における指摘や、来年6月に予定されております審査結果等を踏まえた対応との整合性を勘案していく必要があると考えております。

そうした文脈から、本人確認につきましても、当然にFATF勧告を踏まえた内容であることが求められており、例えば取引時確認を第三者に依存する場合、顧客の身元確認でありますとか、受益者の身元確認、業務目的等に関する必要な情報の速やかな取得に加えまして、本人確認データの写し、その他、顧客管理義務に関する書類を要請に応じて遅滞なく第三者から入手し得ることなどのFATF勧告に定める基準を満たすことが求められており、こうした点についても十分に踏まえた検討を行う必要があると考えております。

さらに、この措置時期であります、今まで御説明を申し上げましたとおり、FATFとの整合性を勘案しつつ、さまざまな点を検討する必要があると考えております。そのため、事業者の要望や取引実態について、さらに把握し、当該要望の可否や法技術的に実現可能な方法について、慎重な検討を行う必要もあり、最終的な措置の期限を区切ることにについては、我々としては慎重であるべきと考えております。

警察庁からは以上でございます。

○原座長 次は金融庁さん、お願いします。

○金融庁（長岡課長） 金融庁でございます。

先ほど御提示いただきました、委託というものが本人確認手順のみを委託することも可能かどうかという論点でございますけれども、これはこれまでの対外的に示してきた解釈等がございまして、その理解に基づいて実際に事業を行っている事業者がいるものと思われ、もしそこのところで今後検討を進めるのであれば、事業者の方々に影響が及ばないような形での対応が必要になってくると思っております。その点、警察庁さんともよく相談しながら、現実的な対応をしていければと考えております。

以上でございます。

○原座長 事業者が進めているとおっしゃっているところを、もう少し教えていただけますか。何を進めていらっしゃるのですか。

○金融庁（長岡課長） 我々は実際にどれぐらいの事業者が何をやっているのかという実態を把握しているわけではございませんで、ただ、これまでに対外的に公表しておりますので、そういった理解に基づいて行っている事業者もいるであろうという想定で、そういった影響が及ばないようにということでございます。

○原座長 もう一回確認ですが、対外的な公表は何のことをおっしゃっていますか。

○金融庁（長岡課長） 先ほど、冒頭、座長に提示いただきました、本人確認手続きのみを委託することが可能かどうかということでございまして、これにつきましては30年の7月に、それまでに取り組んでおりましたブロックチェーンを使って本人確認事務ができるかどうかという実証実験を行ったのですけれども、その結果を公表する際に、そういう解釈を報告の中に明記しているということでございます。

○原座長 次、経済産業省さん、お願いします。

○経済産業省（正田課長） 経済産業省でございます。

事業者がやりたいこと①の①のところに関係するわけですが、クレジットカード会社から銀行等の金融機関に委託ができるかどうかというところが、経済産業省としては関心の高いところでございますけれども、警察庁さんのほうで一緒に協力して連携してということではありますが、これが実質的に可能な形になるという方向で検討していただけるのであれば、その点、御配慮いただいて、進めていただければということでございます。よろしく願いいたします。

○原座長 クレジットカードの委託に関しては、これは早急に検討を進めていただくことでお願いできればと思っています。

戻りますと、本人確認事務のみを委託するケースに関して、金融庁さんで既に2018年の7月に実証実験をされたときに、解釈を公表されているということですね。

前回、第14回のこのワーキング・グループで議論をしましたときに、認められるのかということ伺い、私はこの会議の中でも明示的に確認をしているのですが、クレジットカードを除く部分について、新経連さんの資料で言うと2ページ目の②と3ページに関しては確認をいただいたということでよろしいですかと、その解釈をどういった形で明確にさせていただけるのでしょうかということ伺っております。

警察庁さんからは、そのときは、解釈の明確化については可能であるということをお示ししましたので、それで明確になっていると思いますという御回答をいただき、さらに私からそれに対して、この場の会議での回答だけではなくて文書で明確にしてくださいということをお願いしましたというのが、前回の議論の経過だと思っておりますが、その認識は間違っていないですか。

○警察庁（和田課長） 頭で言われました、本人確認事務のみを委託する取引を含むというところについて、こちらとして、そこはそのような理解はしていないということでござ

います。この事業者がやりたいこと①の②について、解釈を検証し明確化することについて異論はございませんが、その前提となる、そのみを委託する取引を含む、その前提で①の②について明確化することについて、我々としては承知していないということでございます。

○原座長 これまでの議論の経過からも、明らかにそうだったわけですね。前回の資料でも「本人確認事務のみの委託を含む」とわざわざ資料にも書いてあるわけです。それを前提に議論していたのですけれども、よろしいですか。

資料の2ページをもう一回ごらんいただくと、注1のところで、わざわざ「本人確認事務のみの委託を含む」と書いてありますね。それを前提にして、これはよろしいのですねと確認したのです。どこかのタイミングで警察庁さんの解釈が変わられたということだと思うのですが、これはいつ、何で変わったのか教えていただけますか。

○警察庁（和田課長） 我々としては、そこは全く変わっておりません。この注1で書かれている「本人確認事務のみの委託を含む」という①の①に関する論点と、①の②に関する論点が別の論点であるということで、我々としては前回の発言をさせていただいたということでありませう。

○原座長 今、そちらがされた説明を見ているのですけれども、そんな留保をつけていらっしゃらないですよ。

もう一回、金融庁さんに確認をさせていただきますけれども、平成30年に出された解釈の文書はありますか。

○金融庁（長岡課長） 金融庁のホームページで公表させていただいているものの一部ですけれども「なお、金融庁としては、本人確認に係る法的位置付けの検討に際し、『犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令』第13条における、『金融機関Bが金融機関Aに委託して顧客と取引を行う場合、金融機関Aが既に当該顧客の本人確認を実施していれば、再度の本人確認は不要である』旨の規定について、当該『委託』には、契約締結権まで委託せず、本人確認のみ委託することも含まれるとの法令解釈を、関係省庁に確認した上で提供するなど、各種法令解釈についてサポートを実施」という経緯を説明しております。

○原座長 そのときに、関係省庁に確認された中には、当然警察庁さんも含まれていたわけですね。

○金融庁（長岡課長） 含まれております。

○原座長 警察庁さん、そのときはそういう解釈だったのですか。

○警察庁（和田課長） これにつきましても、我々としては、最終的な全ての取引の委託までということはそのとおりでございますが、取引を紹介またはあっせんしているのであればということは申し上げているところでございます。

○原座長 もし可能だったら、今の文書を紙で配っていただけたらありがたいのですけれども、本人確認の委託だけを含むと書いてありましたでしょう。

○金融庁（長岡課長） この文書には入っております。

○原座長 どちらかがうそをつかれているのだと思うのですけれども。

そのコピーが来るのを待つ間に、金融庁さんに、今の警察庁さんのおっしゃっていることについての御認識をもう一回教えていただけますか。

○金融庁（長岡課長） 我々がこれまで考えてきたのは、前提として「のみでも」という理解でございました。

他方で、警察庁さんには今までも、文脈は違いますけれども、オンライン限りで本人確認ができるようにいかに手続を簡素化するかといった話でも非常に御協力をいただいております。フィンテックの対応を進めるという目的に同意いただいて、御協力いただいていた経緯がございます。

今、足元でのFATFの関係という先ほど大きな御説明がございましたけれども、そういった中で何が求められてくるのかを考えるというのも一定の理解はできますので、我々としては、今までの対外的に申し上げてきて事業者がその理解に基づいて事業を行っているであろうというベースができるだけ変わらずに、事業者が予見可能性を持って事業を行ってきた中で、それを裏切らないような形でいかに整理ができるのかという方向でまとめてまいりたいと考えております。

○原座長 予見可能性を裏切らないようにするために、警察庁さんは何か考えていらっしゃいますか。

○警察庁（和田課長） 今、お話がありましたように、現行の取り扱いも踏まえながら、どういう形で整理することが適切かを、よくお話をしてまいりたいと考えております。

○原座長 よくお話をするといいですか、少なくとも過去に出した文書が間違っていたのか、今、警察庁さんが言われたことが今までの解釈を変更したということなのか、どちらかなわけですか。それは警察庁さんと金融庁さんで、これからのこともありますから一緒にゆっくりと検討していきましょうと行って済むことではなくて、対外的にも示しているわけですから、まさに金融庁さんがおっしゃっているように、事業者、既に公表されていることを前提に事業を進めていらっしゃる方々に対して責任をとらないといけないと思えますけれども、それはどう考えていらっしゃいますか。

○警察庁（和田課長） そこは我々としましては、先ほども申し上げましたように、全ての契約の締結権ということだけでなく、取引の紹介またはあっせんということで、それに付随するような取引に関する委託が必要であるということで考えておまして、まさに条文上、そのように規定をされておりますので、それに沿って解釈をしているところでございます。

○原座長 紙も配っていただいたので、もう一回確認しますけれども、平成30年には、本人確認のみ委託することも含まれるとの法令解釈は、関係省庁に確認されたわけですね。その事実関係を警察庁さん、もう一回教えていただけますか。これはうそだったのですか。本当だったのですか。

○警察庁（和田課長） うそ、本当ということではありませんで、これまでも金融庁さんとの間では、さまざまなやりとりをしてきています。そんな中で、我々としては、本日申し上げているようなことを繰り返しこれまでも説明をしてきているということでございます。

○原座長 そんなめちやくちやな話はありませんでしょう。それで金融庁さんがこんな文書を公表するのですか。

○警察庁（和田課長） そこは金融庁さんのほうで書かれたものでありますので、我々としてはそういう認識であるということでございます。

○原座長 ともかく、これはどちらがうそをついたのかをまず明確にして、対外的にも責任をとるべき人がとるべきだと思います。それは今、この場でできないのだったら、早急にやっていただきたい。

もう一つ、これは前回のワーキング・グループのときにも申し上げたとおりなのですが、法律の解釈を口頭でいいかげんなことをやっているからこういうことが起きるのです。だから、私は前回も文書で明確にしないといけないということをあえて申し上げた。こんなことを二度と繰り返してはいけないので、明確にしないといけない。

今、警察庁さんと金融庁さんは、どちらも既に公開されたことによって生じている予見可能性を覆すようなことがあってはいけないという方針は一致されていると思うので、その方針に基づいて文書をすぐに明確にする。これはもう本来、きょうでもあすでもやるべき話だと思います。だって、既に公表している話なのですから。そう思うのですけれども、そういう方針で対応いただけると思ってよろしいですか。

○警察庁（和田課長） そこはこれまでも話をしてきた経緯がありますので、うそとかということでは全くなく、これまでの経緯を踏まえて十分に話をしていく必要があると我々は考えております。

○原座長 全然理解ができないですね。もし警察庁さんと金融庁さんが、経緯があるからゆっくり水面下でやりましょうといっても、私たちはそれは理解できない。それは規制のあり方としておかしいと思います。

ほかの先生方、お願いします。

○大田議長 前代未聞のことですが、実証実験のときの記録は残っているわけですね。本人確認のみ委託することも含まれるとの法令解釈は警察庁のどなたに、どのポジションの人に行ったかというのは、省内には記録はありますね。

○金融庁（長岡課長） 探してみたいと思います。

○大田議長 お願いします。これは調整する話ではなくて事実確認ですので、早急に、警察庁のどなたにどういう形で法令解釈をお願いし、どう答えがあったのかというのをお願いします。

○原座長 まず、ともかく事実確認をしてください。先ほどおっしゃっていたような経緯もあるからゆっくり検討しますというのは、私たちは絶対に納得しないですから。そんな

いいかげんな話は。これは既に公表している話なのだから、直ちに解決をしていただく。どうやって予見可能性を覆さないような形でこの問題を解決できるのか、それを直ちに示してください。それは事実確認とできれば同時、事実確認と同時にできないのであったら1日ぐらいおくれてもいいですけれども、早急にやっていただければと思います。

どうぞ。

○森下座長代理 一度公表している話になれば、国会内であれば、これは閣内不一致ですね。たまたまこれは委員会の話ですけれども、通常であればとんでもない、それこそ国会自体が停止するような事案だと思うのです。一度公表された内容を覆すというのは、民間事業者からいったら国が信用できないという話になると思うので、非常に重要な話だと思います。座長が言われているように、しっかり経緯と、どう表になった話に片をつけるか。これは非常に重要だというのは、皆さんが言われているとおりだと思います。

○原座長 事務局から何かほかの点も含めて、確認しておいたほうがいい点はありますか。

○小室参事官 本件については、特にございません。

○原座長 よろしいですか。

ほかの論点も含めて、よろしいですか。大丈夫ですか。

では、早急にすぐにでも御対応いただければと思いますので、早いですがけれども、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。